

第七部

(二一七)

第一回 参議院厚生委員会會議錄 第十三号

付託事件

- 教員の恩給増額に関する請願(第六号)
- 食肉統制便所撤廃に関する陳情(第二号)
- 聖靈生命價廉療法保護法規の制定及び名譽恢復に関する陳情(第四号)
- 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情(第七号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第十二号)
- 都市官公廳職員の生活安定に関する陳情(第三十八号)
- 戦死、戦災遺族並びに傷病者の更正に関する陳情(第五十号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第六十四号)
- 国民健康保険組合制度を改革することに関する陳情(第六十六号)
- 国民健康保険金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小杉イ子君発議)
- 恩給増額に関する請願(第三十九号)
- 災害救助法案(内閣送付)
- 児童福祉法案(内閣送付)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第五十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十三号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第五十三号)
- 国民健康保険組合の振作促進に関する陳情(第九十五号)

- 国民健康保険制度の更正に関する請願(第八十二号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第八十七号)
- 恩給増額に関する陳情(第九十三号)
- 最低生活の保証に関する陳情(第二百十八号)
- 國際電氣通信株式会社の社員で公務員となつた在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案(内閣送付)
- 医師会齒科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律案(内閣提出)
- 恩給増額に関する請願(第二百一十一号)
- 戦死者遺族の更生対策に関する請願(第二百十六号)
- 生活協同組合法の制定に関する請願(第二百四十三号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第四百四十六号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第四百五十一号)
- 住宅営團経営の住宅を國營とすることに関する請願(第六百六十九号)
- 東京帝國大学演習林拂下げに関する請願(第七十二号)
- 教員恩給増額に関する請願(第七十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第二百七十九号)
- 生活協同組合法の制定に関する陳情(第二百七十五号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第二百九十八号)

○關東地方の水害状況に関する件

昭和二十二年九月十八日(水曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○兒童福祉法案

關東地方の水害状況に関する件
○醫師會齒科醫師會及び日本医療團の解散等に関する法律案

○委員(兼本廳廳長)ではこれより委員會を開会いたします。ちよつと速記を止めて下さい。

午後一時三十二分速記中止

午後一時五十二分速記開始

○委員(兼本廳廳長) それでは速記を始めます。これより、前回に引續いて兒童福祉法案に關しまる質疑を續行いたします。

○廳長(兼本廳廳長) 先回委員會の御指名によりまして關西の各地を視察しなごら、今回御提案になつております兒童福祉法案を具さに検討して参つたのでございまして、その結果に基きまして、二三の点について御質問申し上げたいと存じます。

第一はこの大きい戦争がありまして後においての兒童の各種の問題について、殊に今回政府がそれらの兒童に対する福祉の点を十分にしようという意味において、本法案を御提出になつたと存じますが、そういう若しや観点であると考へますと、法案の内容が誠に貧弱ではないかと直感をいたす次第であります。で本法案を御提案になつた趣旨、或いは根本方針というものが實際問題として存在にあるか、たゞ從來の少年保護法並びに兒童虐待防止法を一本にして、さうしてこれらを統制する意味においての兒童福祉法案として御提出になつたのか、或いは先に申し上げました戦後の兒童の問題、殊に新しい國家が今後進展して行く上における原動力としての兒童の問題に十分なる方策を立てようという根本方針に基いて、今回の兒童福祉法というものが御提案になつたのか、この点を一つ明確に再承したいと存ずるのであります。

でさういふ観点から考へて参りますと、例へば從來永らく問題でありました少年教護法關係のいわゆる少年教護の問題と、少年法關係の司法保護との問題とが今回の兒童福祉法においてはむしろ從來以上の混亂を來すのではないかと、却つて本法案において十八歳まで延長され、而して少年教護關係において取扱をいたしますることにおいて司法保護との關係がますます從來以上の線を圖することができないやうな不便をむしろ感ずるのではないかと、具体的な例を條文について申し上げるまでもないと存じます。でありますから地方を廻りますと、この点につきましてもは相當強硬なる意見を司法保護關係においても亦少年保護關係のものにおいても持つておるのであります。これを解決せずして、兒童福祉法を制定するところに少く無理があるのではないかと。むしろこの兒童福祉法を實施いたしますならば、少くともその前提としてこの問題の解決というものが最も緊要なものではないかと存ずるのであります。又この兒童福祉法案によりまして、各種の福祉施設が施行され、且又その根本概念が制定されて参るのであります。その際に沿つて政府は如何なる具體的な施設、或いはその他の方法を構想をお持になつておるか。或いは一、二具體的に申し上げますと、地方の公共團體その他においてどうしてもやり得ないのを、政府はこの福祉法によつてさういふ施設をして、さうして今も困難をしておる問題を解決することが、或いは又費用の点等におきましても種々あると存じます。が、相當大きな構想を以てお進みになつておると存じます。が、この点についての構想がありましたら承りたいと存ずるのであります。

向少年法の關係、いわゆる司法保護關係と、少年教護法關係との問題は申し上げましたが、本法案におきまして保育所というものが出て参つておりますが、これとても從來の謂うところの幼稚園關係、今回の教育法によつての系統的な關係において、これも相當突込んだ一つの問題の解決をいたして來れば、結局そこに通つておる兒童或いはいわゆる保護という者の將來についてむしろ解決しにくい、却つて強い線を描くことになりはしないか、彼れこれ考へます場合にはさういふ問題は、むしろこの際政府はさういふ問題を解決するために新らしく兒童を對象とした根本的行政機構をもう少し考へ

て、或いは児童院を作るとか、或いは何とかそういう本質的な問題に解決しながら最後の児童問題に解決すること、がむしろこの際必要ではないか、この最後の混乱したるようして緊急を要しますことではあります、無理に不十分なる内容を盛つたものを実施することにおいて、將來抜き差しならん障礙を設ける児童関係の機構の上に持つて来るという虞れが多分にありはしないか、この点につきまして特に御考慮を煩わしますと同時に、お答え願いたいと存するのであります。そうして児童福祉法そのものが今後実施されました場合に、いろいろ他の児童に關係する法律との關係において、この法律が外の法律に先行するといふ考をもつて、いわゆる他の法律以上の根本法としての法律の強さをもつて、各關係者とも了解の下に成立されたかどうか、この点につきましては、一は極く一般的なことではあります、本法によりますと、大体におきまして官公營の施設を中心として施設事業におきましては、そこに相當の取扱、或いは経費等においても等差を設けられておると考えます。これは先般山下議員からも施設社会事業と官公營社会事業との問題についての御質問もあつたと思ひますが、その点は触れずに、違つた観点から伺ひたいと思ひますが、実は今後が親密し又か、考へております点は、官公營以上の優位を持つ施設の熱と意氣とに換つておる点が多いのであります、若しや本法が施行されしした場合におきましては、むしろ施設が委を隔す虞れがないか、つまり官公營

が多くなつて施設といふものの委が段々貧弱になるやうな情勢になりはしないか、この点について一政府はどういふことを考へておられるか、承りたいのであります。そういう意味におきまして年齢十八歳といふのが大きい一つの問題であります。この点につきましては先に申し上げました少年救護關係と司法少年の關係の問題が解決しないと、俄かに年齢を延長しただけでは不十分でありはしないか、もう一つは児童福祉委員會の中央地方の委員會は從來の各種の例から考へて、相當社会事業委員會その他におきましても、地方におきましても或いは中央におきましても、殊に地方におきましては、有名無実になつておる状態でありまして、最近におきましても、社会事業法の施行後数年を経て尚委員會の結成すら行われておらない状態の府縣が相當あると存じます。結局かような情勢を考へると、今度根本的に憲法も変わりました、國民思想も変わつて來たのでありますから、それは杞憂に過ぎないかも知れませんが、ただこのやうな取扱におきましては、從來の弊害を繰り返すことなきやを恐れるのであります。この点につきまして十分機能が発揮し、福祉委員會といふものが相當の権限を持つてやつて行く上においては、この規定だけでは不十分と存じます、その点につきましての御意見を承りたい。十分であるといふことでありますならもう少し承りたいたしと存じます。

それから民生委員を児童委員にそのまま兼ねるということにつきましては相當の疑義を持つております。私共實際上先般各地を視察して、これは相當の異論があるのであります。これはこれで俄かに私共賛成し難いと存じます、その点につきましてどうして民生委員をすることが便利だといふ点におきましては、現在民生委員が生活保護法の運営に當つて實際の仕事をしておりまして、いづゆる生活保護をなし得る立場にありまゝから、そういう立場において、さういふ意味の児童を取り扱う場合だけは都合がよいと思ひます。併し廣い意味における児童福祉といふ廣汎なる立場から考へますと、唯一小部分の生活保護の部分だけを取り扱う民生委員をして全部當らしめて、そうしてそれをもつて児童委員とするといふところには相當私共は疑義をもつておるのであります、むしろ児童福祉法の執行の上において、今後不十分なる情勢を來すのではないか、それとも民生委員といふものを根本的にお替へになつて現在の民生委員の弊害、或いは児童生活保護法の施行に當つてすらも、相當の問題が潜在したしておると存じます、それや今度の児童福祉法との關係をお考へになつて、從來の民生委員の規定といふものを本質的に改めたならお進みになるかといひますならば、その構想を承りたいと存じます。

それから児童相談所を今回新たに設けてお進みになることも結構であります、その中では曾つて本委員會においても議決いたしました保健所の關聯性が相當多いと存じます。むしろ或意味においては半分以上保健所の機構によつて児童相談所が動き得る部分がありはしないか、一方においては児童相談所が動き、一方においては保健所ができて、このやうなものをやるよりも、若しやできるなら児童相談所の中にその持つておる不十分さを、今回の児童福祉法によつての部分をつなげるやうな、いわゆる二つを一にするやうな、むしろ幾度も、それからすべての点から考へても十分なる方法となりはしないか、そういう点についてどうお考へになつておられますか、そういう点を御承りしたいのであります。各地を廻りまして痛切に叫ばれて参つた一二の問題につきましては、少し小さくありませんけれども御了承願ひたいと思ひますが、例へば乳児に對しまして、現在牛乳、或いは母乳の供給があることになつておるけれども、併しこの一兩月は殆んど供給のない状態である。であるから先ず児童福祉法においては、乳児を考へられるなら、何といつても乳児の絶対食糧である牛乳、或いはこれに類するものの確保を、いわゆる物の裏付けをしない限りにおいては空文に終りはしないかといふことが強い主張であります。これがなかつたらこの児童福祉法といふものは生きて來ないのではないか、この点を伺ひたいのであります。大には児童福祉施設がいろいろあります中に、もう一つ残れておるものとして、精神薄弱児、精神病児、或いは癲癇児、或は精神異常児といふものは全然考へられておらないか、これは一体どこでどういふやうにお考へになる予定であるか、それから現在精神薄弱児を取り扱つておる十施設からの強い要請として、本法の第四十條によりまして、獨立自覚せしめ得るといふやうに指導をして行くといふことになつておられますが、一精神薄弱児が、獨立自覚せしめ得るやうにどうして一指導して行くか、これ

は殆んど不可能なことではないか、不可能なことを條文に出して今後どういふやうにして來いといふことは、事実我々の経験からはこれはできないことではないかといふことを強く主張されたのであります。小さい問題はあれまゝあ別のことには譲りまして、もう一つ第四十六條には現行法では少年救護院におきまして、卒業の認定は退院後認定することになつておられます。併し本法においてはその在院中においても認定することになつておる。これは實際止の問題で今後少年救護院長、いわゆる從來の少年救護院長、いわゆる福祉施設の長が認定したものの、或いはそれ／＼の小学校又は中学校の卒業の認定はしたものの、そこは不十分であつて、認定をするなら結果を及ぼすといふやうな状態になり易い、從來の経験であるが、卒業するに認定することが妥當ではないかといふ点であります。

もう一つは最後に戦争によつて、最も大きな問題を起したたのはいわゆる子を持つて未亡人の問題であります。而も曾ての原案には母子寮等を児童福祉法の対象としてお考へになり、且つその或意味において、母のある子を中心にした意味においての對象となしなから取り扱つておいでになつたと存じます、それが、原案として今回現れたた政府の福祉法案におきましては、それが全法削除されておきましては、それが係者は相當の心配よりも悲観をいたしておる実情だと存じます。これはこの児童福祉法案が先般申し上げましたやうに、戦後の児童の一つの大きな根本的問題の解決に資するといふ立場から考へますならば、當然最後対策

としての児童といふものが現実の意味、區別するといふことが果してよいのか、よりまして、できるだけ円滑に進んでおるのであります。はこの法律に對しては特別法の形を取

としての児童というものが現実の意味において幾込まれ、忠実にこれを國民の原動力として立派な人間になるように仕組んで來なければならぬと考えます。ならば、最も今悩んでおりますのは未亡人、子を持つ未亡人、その子に対する問題でもあらうと思ひます。これが全然本案から、オミットされて考へられておらない点についての政府の御所見を承りたいと存じます。大分外の問題、その他につきましてもまだ伺いたい点があります。併し再三この兒童福祉法案はもう審議を進められておりますので、特に重要と思ひます。以上の点についてお尋ねを申し上げます。

○政府委員(米澤常雄) 只今草葉委員の御質問にお答え申し上げます。第一にこの兒童福祉法の制定に対する態度についてお尋ねがあつたのでありますが、勿論我々といはしめても、この戦後の大きな児童対策といふ考えから出発いたしておることは申すまでもないのであります。ただ今日の事情或いはその他の關係からいたしまして俄かに全部を満足する程度のものでない点に注意し、二あるものでありますけれども、大きなやうな根本的な態度に立つて、先を見ながらできるだけの現状に即して規定をいたしたつもりであるのであります。それにつきましても、いろいろ御意見があつたのであります。先づ第一に司法保護と少年保護との關係についてお尋ねであります。これは誠にいろいろ御承知の通り問題のある点であるのでございまして、私はつまり司法保護と少年保護との間にはつきりとした一つの線を引くとか、或いは又明確にこれをはつきり

區別するということが果してよいのかどうかということもこれは十分検討すべき問題であらうかと考へるのであります。勿論この問題につきましてもいろいろ實際の從事する人々からは、いろいろその取扱上の問題なり、その他について十分話も我々聞いております。又そのことの非常に困難であることにつきましても、中央として足りない点もあると思ひるのでありますけれども、これをばつきりと區別して白と黒とに分けてしまふことが果してできるかどうか、又それがよいのかどうかというところはこれは十分検討すべき問題であると思ひ考へておるのであります。少くともこの福祉法におきまして合理的な形におきましては、勿論従前の教護法或いは少年法等の各項において、年齢がここに十八歳に延びただけでありまして、その線を引くか否かという点につきましても、はつきりした解釈を與えておらぬのでありますけれども、これはやはりこういう二つの考え方が私はあると信じております。犯罪性の極めて顯著なる児童に対する扱いと、それからそうでない不良といふやうな程度の子供に対する國の態度、

こゝから異つて來るのであります。併しその紛更するところは極めてデリケートな問題でありますので、實際振う末端、第一線においては非常な苦勞があると思ひます。併しこれらの点につきましても、例えば今後児童相談所というやうなものを活用しまして、又児童委員、有給の児童委員、或いはいろいろの方面のそういうメシア・ワークというやうなものの活用によ

りまして、できるだけ円滑に進んで行くことを期待しておるのであります。

以上申し上げましたように、まあ少年法との關係において別に新らしいはつきりした線を引いてはありませぬけれども、これはまあ今後この運用によつていろいろな相談所その他の活動等によりまして、緊密な連絡をとつて行きますならば、十分お互いにそれぞれの立場から効果を期待し得るものと思ひ信じておるのであります。

次に施設について何か考へがあるかというお話でありましたが、これは例へばクリツベルの施設でありますとか、精神薄弱児の施設でありますとか或いは又女子の教護院といったやうな相當特殊なもの、そして極めて入所する児童が全国的に亘つておるといふやうなものにつきましても、今日の事情からいたしまして、政府の方で直接に運営する方がよいのではないかと又そうしなくては地方の財政その他においては相當困難と思はれますので、そういった特殊な施設につきましても、國立のものをできるだけ欲しい、こゝういふふうに考へておるのであります。これは今後財政當局とも十分折衝いたしまして、そういうやうな方向へ話を進めたいと考へております。地方のいろいろな施設につきましても、これはそれ／＼地方の財政の關係もありませんが、全体的に見まして、施設の数が全体がそれ程不足しておると考へていないのであります。今後施設の内容の拡充或いは整理とか、そういうた問題はまあ施設全体に対する一つの方針としてそういうやうな考へを持つて

おるのであります。

次に保育所のお話であります。これも先程のお話のように、根本的な解決点を見出してないのではないかと云ふやうな御意見のやうであります。が、保育所につきましてもむしろ法制の上で取り上げたのはこれが御承知の通り初めであります。このことによつて保育所というものをできるだけ整備して強化して行きたいと考へておるのであります。現在の段階におきましてはやはり幼稚園といふものもそれだけの存在の理由が十分あると見ております。又保育所につきましても、特に今日の戦後のいろいろな状態、或いは働く婦人の解放と申しますか、そういうやうな点から考へましても、保育所も亦これは非常に大きな理由を特に今日において深められておると信ずるのであります。でありますから、現在の状態において、私はここに保育所を法的な面にまで取り上げまして、一つの今後の両者の解決点に向ふものと考へるのであります。これをすく／＼両者を一元化するといふやうなことは、今日の状態では必ずしも急いでそこまで決定する必要はないのではないかと云ふやうに考へておるのであります。それからこの福祉法全般が他の法律に先行するかというやうな御意見であります。これは、これは児童の福祉といふ点からは、この福祉法は綜合法律といはしましてこの第一條、第二條、第三條等も掲げております。兒童の福祉といふ点からは、この法律が最も兒童に關する根本的な立法であるといふやうに考へておるのであります。その他にいろいろな兒童に關する法令があるにしても、それは福祉に關する限り

はこの法律に對しては特別法の形を取るものと考へておるのであります。

次にこの法律の施行によつて、官公營の社會事業と私設の社會事業との關係がどうであるか、むしろ私設が衰えて來るのではないかと云ふ御意見であります。決してこの法律におきましては官公營を第一にする、或いは私設を第二にするといふやうな考へ方は全然ありません。官營も私營も共に大きな社會事業という理想に向つて、それぞれの立場においてそれ／＼の特色を發揮して今後充實されて行くことを期待して止まないものであります。併し、その他の点におきまして、私設の事業におきましては、今日のこのインフレーションの時代におきましては非常に困難な点があると信ずるのであります。又その点につきましても、非常に我々としても苦慮いたしておるのであります。決して法律の上において官公營と私營とどちらを優先するといふやうなことは全然考へておらないのであります。官公營、私營共に進んで行くやうに期待しておる次第であります。

それからこの福祉委員會等の事情につきましても御意見がありまして、今日のこの法案の規定では、恐らく今までの同じではないかといふやうな御意見であつたのであります。これは單に兒童福祉委員會のみならず、今後のいろいろな委員會について當面する意見だと私は思ひます。が、今後の委員會といふものは、できるだけ行政の民主化といふ点からいたしまして十分活用されて行かなくてはなりません。この法案の立案に當りまして、もてきた委員會議に、そういうやうな意味の今までのやうな余り名前だけ

強力なる児童院というようなものを持つて来ないとの外、關連もできんじやないといひか。このまま若しや、この児童福祉法を実施させてさうしてやつていつたら、只今米沢局長からお話しのありましたように、一線を画されただけ却つて厚生省であるから児童福祉法が出、司法省であるから少年保護法が從來あるというようないふ形が残つていやせんか。これはもう根本的な將來の日本の児童といふ考えを持つてくるなら、そういうものを作つてやらなければ、とて今では恐らく解決はせんではなかつた

るうか。そういう意味において厚生大臣が政治的な立場から、今後高い意味における児童院というようなものをお作り願つて、そうしてよろ／＼の從來の關係、又今後起るべき關係といふものと、なか／＼簡單にはいかない。而も司法關係におきましては司法關係で相當のやはり意見がありましようし、又厚生關係におきましては、厚生關係におきましても、相當な意見があるのでありますが、いわゆる國を憂えており児童愛護の問題に熱心な人達は、最近強くそういうことを主張いたしておるのと存じます。でどうぞこの点につきま

しては、最も我々の政治的に障礙する一松厚生大臣の任期中に、是非政治的なる、日本の兒童のためにそういうものが生れて来ることを私共は念願いたしておるわけなんです。只今なんとかかしてそういうふうに進めて行こうというお話であります。が、從來の取扱をいよいよ本當に一本とし、今後の兒童をいよいよ良くする意味におきまして、これでは是非とも一つお考えを願う点ではなないか。こういうことについて強く要望

をいたしたのであります。それから
委員会というふうなものを私は先
に御質問申し上げましたが、結局は問
題は、本法案におきまして具体的に申
上げますと、意見具申だけになつて
おります。それでかような時代の、い
わゆる民主的時代の委員会等の從來
の弊害を承ろうとするなら、少くとも
それに相当の権限を與える。委員会
自体が一つの権限を持つような委員会
でない、恐らく從來のような委員会
になる虞はないか。最近新らしくい
ろいろと経済方面に出て参りまする委
員会はずべて、そういう意味における
委員会であると思つておられますが、こ
の児童福祉法における委員会というも
のは、意見を具申する程度の委員会とい
うものが大體中心であると思つて
います。その点を私は申し上げたのでありま
して、その他の点につきましては又別な
機会にゆつくり伺うことにしまして、
以上申し上げて置きます。

○國務大臣（松本重吉） 只今の最後
の御意見に對しまして、非常に傾聴に
値するものがあると喜んでおります。
今日のような戦後の児童の保育の問
題、児童の教育の問題というふうなこ
とが、大體御質問しておりますことは
國民のひとしく慨嘆するところであ
りますので、取り敢えず児童福祉法とい
うものを提案をして、先ずこれから徐
徐に進んで行きたい、こういうふうな
考えから御審議を仰ぐことになつたの
であります。今お話のように強力な
児童委員というふうな一つの強力な
一つの機関を設置するということは大
変よいことであるから、これは一
つ早速こういう方面にも手をつけて行
きたい、かように考えておるのであ

ります。それから委員会の活用とい
うことに對しましては、今日のように
わゆる民主主義の徹底したる、特に
國民の意思が政治の上に、實際の上に反
映するといふ方法を尊重したるなら、唯
具申だけならぬときにおきましては、唯具
申だけでなく、役人が机の上でそれを聞
いてこれを實際の上に移してやろうと
いうようなことでは生ぬるい。やはり
これは各方面の権威者、識見者、経験者
といふような人々にお集り願つて、そ
うして多年研究せられたところ、体
験せられた事例等をお互に検討し合
ひまして、そうしてその短を捨て長を採
つて、これを實際の上にやうといふこ
と非常によいと思つておられるので
ありますから、できるだけ一つ活用の
上におきまして、運用の上におきま
して、そういう方向に進みたい、かよう
に考えておることを申し上げまして、
草葉委員の御質問にお答えをいたした
のであります。

○谷口三郎 只今草葉委員並びに
これまで教員あつた有力な御質問
がありましたので、私は幸い大臣が
見えになつておられますので、三つの
点について質問いたしたいと存じ
ます。まず第一はこの第一條にありま
すように「健全に生まれ、且つ、育
成されるように努めなければならぬ
い」といふ、この全体の趣旨から考
へて、健全に生まれさせるというこ
ろには、どうしても結婚といふところ
まで進まなければならぬ。無論今も
國民衛生法などいふから離れてい
るところもありますが、あの國民衛生法
などにおきましては、唯單に精神病患
者の衛生手術をやるといふことになつ

ております。けれども、やはり手術は
ほんの有名無実でありまして、殆んど
行われておらんのであります。従つて
或いは結婚とか、或いは性病とかい
ふような方面にまで結婚の点を進めて
やらせんと、健全な子供は到底生ま
れさせないのであります。健全な子供
を生ませさせるためには、どうしても
この児童福祉法のどこかに結婚相談
といふことをひくく置いて又それを
して頂かんければ、本目的を達するこ
とは困難なやうなやうかと存じます
ので、それに対する御意見を先ず第一
に伺いたしたい。第二には先刻も草
葉委員の御質問もございましたが、本
局局長の御答弁もございましたが、本
目的を達成する上におきましては、兒
童委員の設置の如何といふことがこれ
の成果を左右すると思つて存じます。然るに
單に技術員、事務員、或いは民生委
員といふものを持つていたのみではどう
も目的達成が困難ではなからうかと存
じますのであります。殊に民生委員の方
は家庭の事情をよく知つておるからよ
からうといふやうな御持もあつたや
うでございますけれども、實際におきま
して精神薄弱兒を見出すとか、或いは
肢体不自由児童を見出すなどのこ
とは到底専門の知識ある人でないなら
ば、これは言うて行われないことだと
思ふのでございます。従つてこれは民
生委員を入れるといふ以外に、或いは
その中に、その方面に特に力を持つて
おります。或いは医師、助産婦とか、
又はこれは前にも御質問がございま
したが、保健婦教員といふやうな方を
是非この階に入れてやらなければ本目的
を達成することは困難なやうなかと
存じておるのであります。第三の点は

この仕事をいたします上においては、
どうしても保健所は無難のこと、医師
助産婦、保健婦などに是非協力させる
ことが必要であると存するのでありま
す。無論医師につきましては、すでに
医務局などにおいてしきりと再教育を
され、いろいろ御指導になつておりま
す。保健婦については或いは公衆保健
局において大いに力を入れて活動面
を指導されておるのでありますが、大
事な助産婦に對しては、殆んどこれ
余り特別の教育をしておらず、自分
達自身が集つて少しやつておるとい
ふに過ぎないのであります。従つて今
この立派な個別的児童福祉法ができ
る以上は、或いは児童局などにおいて
助産婦を指導教育して、大いに活動さ
せるという御意見はないのか、この面
では現われておりませんか。この面
の三つの点につきましてのみお伺い
したいと存するのであります。

○國務大臣（松本重吉） 第一條の、
児童を心身共に健全に、生まれさせ
るというやうな立派な目的のために、
この児童福祉法といふものが制定せ
れるのであるならば、今までのやうな
衛生法といふやうなものにのみ依存
して、そして断種をやるといふやう
なことだけではいかんじやないか、結
婚といふものに對して十分に一つ意
を用いてはどうかといふお話である
のであります。これは私は御尤もの御
質問であると思つてあります。私も
はそういう点については余程関心を
持つております。仰せの如く性病とか、
或いはその他結核の病だとかいふや
うな点について、厚生省としてそれ等
の撲滅を目標としていろいろな施設を
する。そして國民が全く性病といふも

のは少しも持つていない。又結核患者
といふものが、殆んど絶え絶えして
きますまいけれども、非常に減少し
たといふやうな段階にまで進んで、結
婚のときにはお互いが健康保険証の取
り交しでもして、そしてこれならば
結婚してよからうといふときに、初め
て結婚をする。そこで非常に健全な男
女の結婚によつてそこに立派な子供を
産むといふやうなことにしなければ
本當に健全にして心身共に健全な子
供を産むといふことができません。思
つておられます。患者同士が家内が夫が
結核に侵されておるといふことであり
ますならば、できた子供が結核に侵
されておれば、若しくは侵され易い素質
を持つておるといふことは、これは實
際であります。又梅毒を持つておる
親の間にできた子供は、その子供に遺
傳梅毒がある。或いはその他の性病を
もつておる者があれば、菌が血液の中
に混つて子供に傳はるといふやうなこ
とがありましよう。こういうことは
なんとかして撲滅することができなけ
れば、その数を非常に減少させなけ
ればならぬといふことが必要でありま
す。この福祉法には実はそこまで
採りあげていない。私は別の法律にお
いて花柳病の撲滅法だとか何とかい
うやうな、或いは國民健康法だとか、
或いは体格検査法だとかいふやうな
ものを持えまして、一つ大いにやつて
いって考えておるのであります。一例
を申し上げますならば、先ずその筋の方
面から花柳病の取締につきます。こ
れは、いろいろ指示を受けている点もあ
ります。私の考えでは先ず國民全部が
身体検査を一年に二回くらいやつては
どうか。但しそれが國民全部八百萬

くに及ぶことは費用、手数、藥品、醫師といふようなことで不能であるならば、或る年齢を限つて、例えば三歳なら三歳、五歳なら五歳から六十歳までとかいふようなふうにしてその期間身体検査をする。そうして結核なら結核がこの人にある、或いは梅毒がある、淋病がある、軟性下疳があるというやうなことを発見したならば、そのことをカードに書いて、丁度子供が護り札を首にかけていると同じように國民全部が持つてゐる。そういうことにいたしますと、両親は勿論夫婦、子供等が非常に警戒をして、成るだけ早くやういうことを早期発見をする。結核等は早期発見によつて必ずしも治癒しないといふことはない、治癒するといふやうな説が多いようでありますから、そうすれば早期発見によつてそれらのことを防ぐことができます。又梅毒ならば血液の検査、或いは淋病等はいわゆる尿の検査によつてその傳染した當時は分らないにしても、二、三ヶ月にしてそれらの菌が尿の中に入つて來るといふことであれば、これを試験することによつて発見することになれば、そういうものがあればあるというのをカードに書く。これで菌のある人は医者にかかつて早く斷つてしまへばカードから取消して新しいカードに取替へる。そうすればかかつてた者はカードに書かれて人に見られては困るということとで一生懸命に医師にかかり早く斷そうとする。無くなれば新しいカードに取り替へられる。結婚するときは、これを合せてこれならよからうといふことで結婚する。その他必要のある場合には見合つてこれによつてすべての仕事をやつていくということ

になりますと、結核は必ずしもそういうことにはいきましますまいが、花柳病のいうときは四、五年経たなうちに日本全部から撲滅できる。ただ問題は局部の検査ということはできませんから、そういうことでなくて、國民が皆喜んで体格検査を受けて、自分のかかつている病氣を人に知れんようにして癒すという方法があつたならばいいことである。そうして國民悉くが健康になれば、今御心配になりましたような、夫婦の間でできた子供は立派な孫をもたない子供が産まれると、かように私は考へていたのでありますが、これは兒童福祉法以外に私は構想を練つて研究させておきます。暫く御醫事を願います。

それから第二の問題として、兒童委員の実質の問題は、これはただ民生委員というて、人の世話さえすればそれでよい。深切であればよいということだけでは、この兒童福祉の問題を解決するのには足りないものであつて故にそれらのことにつきましては、やはりお示しのごとく、医者とか助産婦とか、幼稚園の保姆、学校の先生という者をそれに加えてこれに協力して貰うということが最も必要であると思ひますから、そういう意味において委員の選衡等も一つ運用の上でやつてみたいと、かように考えております。

それから医師、保健婦、助産婦等が兒童福祉に最も有効適切な任務に従ふなければならぬ。然るに医師や保健婦等の講習会とか或いは指導だとかいうことは段々行われておるようであるが、助産婦に対しては十分に手がかりがないようである。これでは心許ないという御意見。御尤もでありますから、そういうことに對してもでき得

る限り指導面に入り出してこの兒童を
社法の運用に萬遺憾なきを期したいと
考えております。

○小杉イサ雄 今結婚の話が出ました
から、ちよつと重複しますが一言申し
上げます。どんな血液検査をいたして
も、又どんな健康な体格をもつて結婚
いたしましたとしても、結婚後飲酒のた
めに白血球が殺菌作用を失うと性病に
かかり易い。私は遊藝にたび／＼行つて
合に座つたことがございしますが、そ
のときに來る人は皆一杯機嫌で參りま
す。そうするとそういうときに參つた者
はどうしても性病にかかり易い。性病に
かかり易いという点、自然と梅毒性の
後天的の不良兒ができる精神的に……
そういうことを思ひますときに、今日
の様子を見ますと、厚生省ではどうも
この飲酒という問題に對して非常に冷
淡なように考えているのであります。
この不良兒のできる根源、アルコール
中毒についても少し研究して頂きたい
い。できるだけ不良兒をでかさないよ
うな方法がここにあると私は信じてお
ります。どうぞその点をもう少し考
えて頂きたいと希望しておるのでござ
います。

○國藥英雄(一松定吉電) 酒を余り飲
み過ぎて酔つぱらつて、そういうこと
をするから花柳病の傳染がし易いと
か、或いは酒飲みの子供に立派な子供
はできないということはこれは成る
程そういうような意見が多いようであ
りますが、この酒の問題につきまして
はちよつと私も考えを持っているので
ありますが、今日ここでは置いてそれ
に健康なる兒童を産み、且つ育て上げ
るのにはどうすればよいかということ

につきましては、先刻申し上げました
ようなことで御了承願いたいのであり
ます。花柳病にかかった人間に對する
処置といたしましては、先刻申し上げ
たような処置を採りたい。かように考
えております。酒を飲むがよいか悪い
かの点については両論ありまして、つ
まり余り飲み過ぎてはよくないことは
議論がないが、酒は百藥の長といつて
コップに一杯、二杯飲むということは
……コップではない、猪口に一杯、一
杯（笑聲）飲むのは必ずしも悪くない
という説もありまして、これはなかなか
か厚生大臣としてここに裁断を下すな
いということは困りますけれども、感るべ
くこれはお互い同志の自衛自戒に俟つべ
いというところに御了承願つておきまし
て、但しそういうことが健康保持の上
に非常に弊害があるということであら
ば、勿論厚生大臣としてこのままに放
置することはできません。その点につ
いてはあなたの御意見は尊重いたしま
す。

○小杉仁孝 今厚生大臣が、酒は百
藥の長と仰つしやつたことについて
私は非常に危険なことと思つておりま
す。すべての科學者は今日一滴たりと
も飲むべきものではない。ドイツの醫
本にもございます。それからお釈迦
んの草の葉の譬の通り一しずくでも飲
んではならない。それを飲むならば乾
でも、蟲でも咽みつくであらうといふ
ふうに、酒というものは一滴でも飲
ないことを言つております。それはた
だ抵抗によつて酔う、酔わないといふ
ことは無論ありますけれども、そうい
うふうに考えておられるということは
まだこれを小さく考えておられるわけ
で、根本的に御研究を願いたいと思

のであります。

○酒の長たから飲むべしということを主張したのではない。酒は百薬の長といふことが、寧ろ昔から日本には傳はつておる。だから一杯二杯飲むといふことは弊害は必ずしも起るものじやなかろう。併し炭山酒を飲んでいゝゆる酔のばらつてくだ巻いて乱暴するといふやうなことのよくないことも決つておもしろい、そういう人の間にできたり子供のよくないことも決つておるが、これらのことはこの委員会で意見を發表するも、いふことは少しく當を失するから、さういふことでありますからさよふ御了承を願いたい。

○雪村タマヨ雪 今日草場委員やその他の委員の方が質問なさいましたことによつて、私の代弁をして下さいましたので、私の申したいことを仰しやつて一頂いて有難いと思つておるのでございしますが、それについて政府當局の御答弁については、重ねて質問申し上げたい点が炭山ございますけれども、その前に一つ伺つて置きたいと思ひますのは、これは當を得ないかも知れませんが、んけれども、この兒童福祉法案を、やつとそれと子癲癇味して讀んで見えましたと、非常に何か知らん片手落ちと申したら當りませんかかも知れませんが、本當に子供の仕合せを思つて作られた法律であろうかといつたような感じを持つてございます。例えば今問題になりました母子寮のことでございしますが、子供を丈夫に生んで、健全に育てるという目的を持つておりますところ、に母を保護するといふことを致さしめては絶対にできないと思ひます。而も今日この多くの母の問題を解決する一

く法事を以て戒文化しなくとも、これ

頂きたい。むしろ厚生省をその委員の

「**推薦委員会**というものが推薦する。」

が起算されたかというような不思議さ

か起すれどさかといふようにな不足額を
持つ一つの因だつたのであります。或
いは厚生省はもつと外の考えがあつた
にしても、それがどうにもならなくて
こういうものになつて來たのではない
かというような考えも一つございまし
たから、初めに伺つたような、わけで
あります。その点は今何ら懸念する
ことはないといふことで喜んでおるの
でございます。今の民生委員のことで
ございますけれど、仰しやつた通り
にこれはなか／＼むずかしいことで、
實際民生委員が中央なんかでも、どう
いうやり方をしておるかといふことは
皆さんが心を痛めておることでござい
ますが、ことに最近になつていろ／＼
支給されたり、或いは渡給、無款な支
給がされたり、つまり適所に配給され
ていないといふやうなために、今日母

子心中というようなことが又顕現して來たというような結果になつておるのじやないかと思つております。それはこの間地方に参りまして、先程草葉委員の報告の中にもございましたように、いろいろな面から伺いました中で、一番やかましい問題としては、やはり民生委員を児童委員に充てるといふことば、これは大變なことだといふことは、強い声だつたのでございませうが、その二、三お目に掛りました方に聴きましたら、丁度中支那から指導者が行つて指導した發だといふお話だったので、その指導の方法を聴きましたら、いかにも大規模な指導の仕方であり、これでは何時まで経ちましても民生委員としての十分なあり方もできていない。つまり非常に非科学的な利己主義的な立場に立つてみんなのお世話するといつたような向が多いという事

だ悪いことを伺つたのでござい
ます。で、あんなに生活保護法という有難
い法律ができておられながらそれを扱つ
て行きます人が當を得ないという場合
に、今日のような状態になつておるの
でございまして、そこへ持つて来て、
又児童委員というものを重ねて乗ねら
れました場合に、これは大変な問題が
あるのじゃないか。どうしても子供の
問題はやつぱり家庭指導から始めて行
かなければ本當のことにならないとい
うような点から、もつと科学的な指導
法、つまりケー・エ・エ・エ・エ・エ・エ
の十分な働きができるように、ケー
・エ・エ・エ・エ・エ・エの働きのある外と
いうような指導を中央で、或いは地方
的に指導されて行きましたならば、或
いは民生委員としての仕事も十分にで
き、そこへ指導委員という職を加えら
れまじでも、できるかも知れないとい
うようなことを思つておるので、それ
でどういふ指導機関をお待ちである、
どういふ指導方法をなさつていらつし
やるかというところについての具体的な
ことが伺いたかつたのでございまして、
これは次回でもよろしくございまして、
適当な機会に又お答え願ひたいと思
います。

○國務大臣(一橋喜久郎) 民生委員の
ことにつきましては世間にもいろいろな非
難のあることは、実は私も厚生大臣に
なりまして後によく聞かされておしま
すが、ところがそれは法規の上ではな
かなかよくできておることはあなたの
御承知の通りである。民生委員令の第
八條によりまして、その職務に
關して地方長官の指導監督を受けるこ
とになつておるから、地方長官がこれ
を指導監督してそういう不都合なこと

つと各條弄見いたしておりますと、今
度政府の方では何處に重きをおいて先
づこの福祉法をお推しになつて実行し
ようとなさるかというのを伺いたい
と思つてございまして。と申しますの
は、草葉委員が仰しやりましたように
今までの虐待防止法だの、それからい
ろ／＼少年保護法でございまして、か
ういふふうな特殊の児童の問題がご
ざいましたから、それをここで一應集
大成をして採り入れた。それから一般
の児童の問題、乳児院の問題、母親、
乳児の問題、保育の問題がちよつと一
行ございまして、一方児童の問題もそ
こに集めておりますが、これを実施な
さいまして、仮に予算を取つて実施す
る時には、一体政府はどちらに力を入
れてなさる積りでございましてか。その
ことを伺ひまして頂きたいと思いま
す。

○國務大臣(一橋喜久郎) 河崎委員の
御質問でございまして、どの点に重き
をおいでおるかという御質問のようで
ございまして、それはこの第一條に
その目的はちやんと書いてありまして
一條の目的のどれにも力を入れるとい
うことはならなければ、児童福祉法の
目的は達成しないのであります。然ら
ば本年も第一條の二項、二項に書いて
あるようなことがすぐできるかといえ
ば、これは直ちにできません。これを
が本法が通過いたしましたれば、これを
いよいよ実施面に移すについてはそれ
ぞ準備手続をしなければならぬ。そ
ういふことにつきましては、本年は僅
かに四千五百万円だけ予算を計上
しております。これだけでは第一條
の目的をどれも、これも一緒にこれ
達するということはできません。先

ず四千五百万円の予算によつてこれら
の目的を達成する準備に着手する。こ
ういふような意味に御了承を賜りた
い。い／＼これを運用するといふこ
とになりますれば、第一條の心身とも
に健全に生まれるように、生まれる
については今までのような動機、遠因
を作るような、生れたならばそれをど
うするのだ。さうして生活は保障され
て何處までも愛護されなければならぬ
というふうなことにすべて重点を置
く。かういふ積りでございまして、本
年はそこまでは手が伸びない。四千五
百万円の予算を運用して、それらの準
備に一つ大いにやろう。かういふこと
に御了承を願ひたいと思ひます。

○河崎ナツ香 そういたしますと、今
までのい／＼不長少年だの、それか
ら浮浪児だの、それから又い／＼の
施設がございまして、それを運営する
だけでも一杯という形になるかのごと
く大部分はかかるわけで、児童福祉法
といつておりますけれども、特殊児童
の問題をやつて行きますのに手が一杯
になつてゐる。もう少し一般の児童に
對しての積極的な福祉の問題の方へも
もう少し一歩々々進めて行くといふよ
うな問題、これは乳児院の問題と保育所
の問題ですが、保育所の問題なんかも
先ず勤労婦人を是非見てやらなければ
ならぬ、それも近所になければ仕方
がないといふような、何ですか非常に
う／＼いふような微菌がついたらいかんか
に相談する、微菌がつくといふような
ことは大事なことで、特殊児童
のことを大きく立入つてまでやつて行
くといふような、人権を侵すのぢやな
いかといふくらいに言われる程に強く
出ておりますが、一般の問題、そ

特殊の問題にならないようにもつと前
からやつて行く、つまり病氣になつた
ら治すばかりでなく、予防医学が考へ
られるがごとく、一般の問題につきま
しての書きようが非常に弱いので、こ
れは將來非常に大きな問題になつて行
かなければならぬので、全子供に互
の問題でありますから、それについて
つと強く出るくらいに福祉法において
はにおわして欲しいと思ふのでありま
すが、それは如何でございましてか。

○國務大臣(一橋喜久郎) それは第三
章の児童福祉施設というところに、あ
なたが御覽になつておられますように、
この三十五條から、第四十一條までに
具体的にこれを書いてあることは御承
知の通りであります。即ち三十五條に
よりましますと、助産施設について妊産
婦を入所させる、そして助産を受け
させることを目的とする施設を設ける
三十六條には、乳児院については、乳
児を入院させて、これを養育すること
を目的とする。施設を作る、第三十七
條には、保育所は、保護者の委託を受
けて乳児又は幼児を保育することを目
的とする施設をする。児童厚生施設は
第三十八條に規定してある。養護施設
は、第三十九條、精神薄弱児の施設は
四十條、療養施設については第四十一
條、それから不良行爲をなす者に対
する教護院といふようなことが具体的
に規定してあります。勿論これを
運営して行くことは、これは議論がな
いと思ひますが、この点については、
どれに重点を置くかといふ御質問に対
しましては、どれに重点を置くかとい
うことについては、僅か四千五百万円
のことだから、どの点に重点を置いて
こうするといふことは申し上げられな

を指導監督してそういう不都合なことを
のことが出て参りましたのですが、
達するといふことはできません。先
出しておりますが、一般の問題、そういう
のことだから、どの点に重点を置いて
こうするといふことは申し上げられな

いが、これらの施設は全部手をつける
ことは議論はない、かように御承知願
いたいと思います。
○河崎ナツ子 今大臣の御丁寧な御説
明結構で、大変教へて頂きましたので
すが、今の説明はつまり第三十五條か
ら四十條まで、それはこういう施設は
こういうことをするといふ説明であり
まして、そういうものはどのくらい
程度に、どういふふうな施設をするか
問題は施設でありますから、その施設
する態度につきまして、ここに現われ
ておりますのは二十二條、二十三條に
現われておりますが、二十二條、二十
三條の運営の仕方を見ますと、一般児
童に對して、一般の子供に對しての施
設の運営の仕方が、どうも附近になけ
ればこの限りでない、止むを得ない事
由があるときは、この限りでないとい
うことになっておりますが、もう少し
積極的のこに福祉法ということであ
りますから、天下の母親に對して安心
をさす細を少し見せて頂きたい、先程
草葉委員が仰しやいましたように、も
つと全子供の問題を本當にもつと積極
的にやつて行く、その大部分の子供の
問題を含めて児童院というやうなもの
があつてもいいじゃないかという言葉
の思想から、やはり私共も來つておる
わけでありまして、その中の具体的託
児所、保育所の問題を言つたのでござ
います、児童福祉法という際におい
ては、もう少し法の一、二條に纏つ
ておりますことは世界のどこに見せて
も歓迎されることではあります、そう
いふものを具体化するときに、そこに
は何となしに物足りない、それは今や
はり宮議員も何となしに物足りない
と言われましたが、私の言ひ方が政治

的に法律的に言ひませんから、物足り
ないといふ言葉を使つておりますけれ
ども、この物足りないといふ言葉は、厚
生省のこの問題に對して、先程局長は
この問題を通して日本の婦人を解放す
るといふことを言われましたが、何と
なしに物足りない、私が期待し過ぎた
のかも知れませんが、まあ今日の國會
におきましては、一松厚生大臣はどう
か遅延としないで、いろ／＼外の方へ
も積極的な、この新聞を見ておりま
す、性根の撲滅をはかるというこ
とを言われておりましたが、先程も一
人々々検査するといふお話で、非常に
結構であります、あのくらしい徹底し
ています、或いは優生の問題を考へて
いますとか、そのくらしい徹底に考へ
ておられますが、子供の問題に關しま
しては、こういう特殊な問題に連な
しては、こういうことについて、非常に
遺憾に思つてゐる一人であります。
○國務大臣(松定官憲) 具体的に言
わないといふことで、いろ／＼御意見
を承つておりますが、これはつまり福
祉施設を設けなければならぬことは、
これは議論がない。然らば福祉施設を
どうするかといふことは、先刻宮議員
の御質問に對しましてお答えいたしま
したように、いわゆる児童委員会とい
うものの御意見を尊重して、それによ
つてその上申若しくは答申を尊重して
やる、こういうことであるから、あな
たの方で、殊に河崎委員のような御
経験に富まされた方は、自分はこう
いふようにしなければならぬといふこ
とを申し出て頂けば、それを取つて以
て実施に移すといふ決心を持つてい
る、併し具体的に言へといふことにな

りますと、児童局長がおりますから、
具体的に二つ例を挙げて御説明すると
いふことにしたいと思ひます。
○政府委員(米澤常雄) 只今の河崎
委員の御質問であります、これは恐
らく法律の關係と予算の關係とお話
じやないかと私は思ひます。予算の問
題につきましては、むしろこの法律案
といたしましては、第四章に費用の章
があります、この四十八條から四十
九條、五十條、五十一條、ここにはつ
きり政府の義務負担としまして補助率
を明示いたしております。これは非常
に大きな問題なのであります、政府
がこれだけの法律上の義務負担をする
といふことを法律に書くといふこと
は、非常に大きな問題なのでありま
す。これを予算として全額にどういふ
ふうに見て来るかといふことは、こ
れは予算の問題なのであります、法
律といたしましては、この費用におい
て、相當の高額の率を以て福祉施設に
出してゐるつもりであります。これは
恐らく今日の政府といたしましては、
相當な決心でこれだけの率を認めてあ
るものと考えてゐるのであります。そ
れで例へば保育所であるとか、助産施
設等につきましては、來年度の予算に
おきまして、相當の必要箇所数その他
によりまして、今後の予算が組まれる
わけでありまして、それは先程大臣か
らお話のように、その必要さあれば
ば、補助の率といふものは、或いは八
割、二分の一、その他によつて法律上
當然の支出として支出される、この点
がこの法律から見た予算と申します
か、そういうふうになつております。
○河崎ナツ子 國庫が補助なさるその

態度、大変結構であります、ただ二
十二條、二十三條におきまして、こ
ういふものがある、ないときにはこの限
りでないとか、二十三條の書き方にお
きまして、保育所もこう／＼だけれ
ども、ないときにはこの限りでない
か、予算も出さず、こういうところは
これだ、二十四條から五、六條まであ
ります、説明はいいのですが、運営
のときに、二十二條、二十三條のとこ
ろにもちよつと強い書き方をし、頂
きたいといふ希望なんでありまして。
○委員(坂本重雄) ちよつとこの
前に今の川崎委員の質問に關通して一
緒にお答えを願ひたいのですが、初年
度の準備費として四千五百萬圓計上せ
られてゐる。その四千五百萬圓の内容
について簡単に御説明願ひたい。それ
から第四章の費用ですが、これは二十
三年度から、具体的に予算面に現れて
来るのでしようか、今日の場合大体の
お考えとして、この補助額の総額は、
およそその程度になるお見込でありま
すか、お伺ひしたいと思ひます。
○政府委員(米澤常雄) 先程來の川
崎委員の二十二條、二十三條に關する
御質問であります、まあ但書をいろ
いろ食つつけておりました、そういう
ふうなお感じをお持ちになるかも知れ
ないものでありますけれども、條文とい
つたしましては、實際どういつた助産施
設にしても、保育施設もない場所が現
在多いのであります、市町村長にお
いて、こういう処置を取つた場合には
それに全部委託費として政府が責任を
持つ。こういうことがあります、た
に、實際問題としてない場所が、事
上あるために、どうしてもこの但書を
附けなければならぬ。まあ附けたため

に目障りになるかも知れませんが、
も、これは止むを得ず附けてゐるや
うな恰好であります。
それからこつたつたふうな正常児の
問題と特殊な子供との取扱ひに對する
重点というふうな点につきましては、
これはもう今日の實際問題としてしま
して、浮浪児等も勿論重点を置いて、現
る問題でありますから、十分処置を
しなければならぬけれども、先程
の御尋にもありましたように、次代の
國民といふ観点から、勿論そういうふ
うな一般的の児童につきまして、で
きるだけのことはやりたいと思ひてお
ります。又、乳兒院とか助産施設に
つきまして、できるだけ努力して行
きたいと思ひてゐるのであります。
それから委員長の御質問であります
が、予算は大体四千五百萬圓の内訳で
ありますが、この地方に對する補助予
算といたしましては、児童福祉委員
の助成でありますとか、児童委員の設
置費の助成、或いはその児童委員の指
導費の費用であります、こういう費用、
それから児童相談所の設置費の費用
が、これが相當大きな費用になつて
るのであります、児童相談所を大体
全國に一箇所ずつ作ります。経費、臨時
費が約一千萬圓近くに相成つておりま
す。それから一時保護費、少年教護事
業の拡充の費用、妊産婦の保健指導の
補助費、それから保婦の講習會、地方
の府縣の児童關係の職員設置の補助
費、こういう費用に相成つてゐるので
あります、これはいはずれ追加予算
として提出されるわけでありまして、
概要を書類にいたしまして、お届け
たいと思ひます。來年度の見込につ

き
九
九

ましては、これはもうすでに今來年度の予算の編成期に入つておりました準備中であります。

○委員長(櫻本重藏) それからちよつと皆様にお傳へいたして置きますが、大體今日は兒童福祉法に關連した質疑を或程度で次回に延ばすことにしまして、今日の最後には医師會、齒科医師會及び日本医療團の解散等に関する法律案、これは實際を申し上げますと、八月の三十一日までに両院を通過すべき予定を各方面で持つておられた法案なのであります。そんな關係で、今日は大臣からこの法案の提案理由説明を承つて、散会したいと思ひますので、お含みの上で質疑を続けたいと思ひます。それでは兒童福祉法に關する質疑を次回に延ばしましてこの機会に厚生當局から過日の水害の状況並びにその水害対策に對します御發言をこの機会に許します。

○國務大臣(一橋定吉) 今次の關東水害に對しまして、厚生省の採りました措置と対策を御報告を申し上げます。

今次の水害にはその被害が、御承知のように關東一円に亘つておりました。余程甚大でございまして、内務省に達しました情報に基きますと、丁度昨十六日の午後十一時の現在でございするが、人的被害が、行方不明になりました者が千六百七十七名、死んだ者が三百名、傷いた者が三十名、家屋の被害は倒壊が九百十八戸、流水家屋が千九百三十八戸、浸水家屋が十三萬七千八百三十三戸、その他田畑の流失、冠水、道路橋樑等の決壊等も余程多大に上つております。これらの災害の状況に對しましては、今後尙相當数字が増

加する見込でございします。交通と通信が十分でありませんから、詳細のことは只今まだ分らない箇所もございしますから、今申し上げましたように、被害はまだ増大するであろうと考えております。これに對しまする措置と対策について御報告申し上げますが、罹災地の実情調査のために、私の方の關係局課から、昨十六日直ちに係官を各府縣に派遣をいたしまして、実情調査と共に必要な措置を採らすことといたしました。昨日それれ各縣に對して二名ずつの關係官を派遣をいたして置きました。いずれ近い内に大體の報告があらうと思ひます。交通が十分でありませんから、行けるだけ行く、歩くことのできなような場所であるならば、或るだけ廻り道をしてでも宜しから行け。そうしてその縣廳の所在地において実情を調査して、直ちにこのことを報告するようにということをお願いして置きました。

一般應急救護対策といたしまして、食糧、衣料、避難所等について取敢えず縣として必要な措置を採らしむることといたしました。これに對しましては具體的な被害の状況の明かになるに従ひまして、關係當局と協議の上で、國費の補助をいたしたいと考えております。

尙、衣料等必要な物資の手配につきましてはそれれ所管省と今打合中であり、直ちにこれを實施面に移すことに取はからいます。

防疫対策といたしましては、先ず浸水地の消毒でございします。床の上や下の浸水家屋に對しましてはクレゾールを以ていたしまして、井戸の消毒に對しましては晒粉を以て消毒させること

とし、二十萬戸に必要なクレゾール及び晒粉を放出するように手配をいたしております。消毒器傳染病等の対策に對しましては腸チフス予防、各縣とも必要な予防注射はすでに配給済みでございします。尙未完了のものに對しましても急速にこれを實施することに手配をいたしております。赤痢の予防でございします。治療薬、ズルファチアゾール百萬錠を配分することとしてその手配をとりました。

臨時防疫職員を配置でございします。各縣に被害状況に應じて適当なる員数を配置することに今取りはかつております。

應急医療対策、國立病院及び國立療養所に救護班を編成いたしました。今活動中でございします。國立病院は十三ヶ班、國立療養所は十ヶ班、編成單位医師二名、看護婦五名、事務員一名を一ヶ班といたしまして、自動車一台を附して活動中でございします。医師會に對しましては協力方を連絡いたしました。

日本赤十字社、東京、神奈川、千葉及び罹災各府縣の赤十字支部に對しまして、救護班を編成して、防疫救護の活動をさせております。防疫、医療関係資材、目下手配済みの資材は晒粉が四十トン、一月当り二百グラム、クレゾール石鹼液が二十トン、一月当り一キログラム、ズルファチアゾール百萬錠、二萬五千人分、腸チフス、バラチアスワクチン、各縣配布済みD・D・T必要量は出し得る準備がありますから今これを手配してあります。衛生材料、脱脂綿が百グラム三千個、五十グラム一萬個、綿帶一萬卷一萬本、三萬卷二萬本、ガーゼが十メートル三千反、一メートル四千反、その他必要に應じて

出し得る見込であります。取敢えずこれだけの御報告をいたします。いずれ詳細のことは分り次第に又御報告を申し上げます。

○委員長(櫻本重藏) 尙このことに關聯しまして、今日午後丁度この委員會が開かれておりますときに、各派交渉會が議長應接室に開かれて、その席上で參議院として現地視察議員を派遣することが、多分各派の交渉議題となることを考えまして、一、二人に御相談申し上げた結果、若しそういう委員會を派遣することになるならば是非派遣することとして、その委員には我が厚生常任委員會、並びに農林委員會、國土計画委員會等から所屬の委員を以て視察議員團を編成するように取り計つて貰いたいということ、各派交渉委員の一人の方に、その意思を傳えておいた次第であります。どういふふうにお決定になりましたか知りませんが、このことを合せて御報告するわけでありませう。

○堀井伊介君 今のことについてであります。若し視察派遣で行われるとしますならば、でき得れば留守居の者でこの委員會は執行し得るようにならなければならないこと、又出ました者が地方のお邪魔にならないように待遇はどうとか、自動車はどうとか、却つて行つたことが尙の御迷惑になつては相済みないのであります。その辺は何度でもこちらが駆け巡るといつたような態度をとられるように希望いたします。

○委員長(櫻本重藏) 堀井委員のお氣付きの点尤もであります。交通も断絶している機会もありますし、できるだけ適當な人を少人数にして、今のお

話のような点を十分に氣を付けて、現地に少しも迷惑をかけないようにできるだけの調査をして頂きたいと存じます。

○小林勝馬君 只今丁度水害地の視察のことが議題になりました。私先程各派交渉委員會に出席いたしました。その経過をちよつと御報告いたしたいと思ひます。衆議院におきましては、農林委員會、國土計画委員會、その他におきまして、銘々に視察團を出すということが非常にこれは手數もかかるし、只今堀井委員からお話の通り、先方に却つて迷惑になるようなことが多から、この際衆議院は全議員から何名かを選んで、各縣に視察團を派遣するといふふうになりました。それで明日衆議院の本會議を開き、尙その席上各關係大臣の状況報告によつて視察團を派遣することに決定いたします。それで、參議院もいたしまして、その線に沿つてやりたい。こういう意味でございまして、本日午前中に國土計画委員會だけ視察團を派遣するということと決定して、厚生委員會からも午後

だけ適当な人を少人数にして、今のこの調査團に指名すること、並びにこの

第七部 厚生委員会會議第十三号 昭和二十二年九月十八日【參照】

(請第百七十三号) 昭和二十二年八月二十一日受理

東京帝國大學演習林拂下げに関する請願

請願者 愛知縣瀬戸市篠神町八番地 瀬戸市長 加藤章外一名

紹介議員 竹中 七郎君

とう磁器の生産地瀬戸市は人口稠密の上には大小の工業工場散在し、爲に傳染病多く非衛生であるので市民の健康住宅地を造成する爲、北部水野村の東京帝國大學演習林の一部の拂下を受けたいとの請願。

(請第百七十八号) 昭和二十二年八月二十二日受理

教員恩給増額に関する請願

請願者 千葉市登戸町三丁目八十四番地 荒井虎吉外四十四名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、請第六号と同じである。

(請第百七十九号) 昭和二十二年八月二十二日受理

青少年禁酒法制定反対に関する請願

請願者 栃木縣塩谷郡氏家町馬場一〇五 鈴木實外二千二百九十二名(外二件)

紹介議員 荒井 八郎君

この請願の趣旨は、請第五十八号と同じである。

(陳第百七十五号) 昭和二十二年八月二十二日受理

生活協同組合法の制定に関する陳情

生活協同組合法制定促進消費者大会 國民の生活権を國民自らの力によつて

昭和二十二年十月十日印刷

昭和二十二年十月十一日発行

確保し、國家經濟の再建を怠りてい身するため、生活協同組合を結成したが旧態依然たる獨善的な官僚統制は、大衆の切實な欲求に基く生活協同組合の發展を阻んでゐるから、同会はこの組合の重要性を認識して現実の混亂を救うために、速かに生活協同組合法を制定されたいとの陳情。

(陳第百九十八号) 昭和二十二年八月十六日受理

教員恩給増額に関する陳情

鳥取縣西伯郡日吉津村元小学校教員受給者代表 國頭邦三外二名

物價高騰の今日恩給受給教職員は、ほとんど養分とてもなく、他に收入もないにもかかわらず、恩給の金額は以前とかわらないので、もはや生活を維持しがたい困窮の状態に到つてゐるから、速かにこれが増額を計られたいとの陳情。

參議院事務局

印刷者 印刷局